

車体の形状	構造要件	留意事項
写真撮影車	<p>写真撮影等を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 写真撮影を行うための独立した場所（以下「写真撮影室」という。）を屋内に有すること。 2 写真撮影室は、有効高さ1,600mm以上であること。 3 写真撮影室には、写真撮影等のための専用の照明装置、撮影用カメラ等を有すること。 4 写真撮影室には、写真撮影用の資機材、フィルム等を収納する棚等を有すること。 5 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上であること。 イ 通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（写真撮影用の設備等の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合には、1,200mm）以上であること。 ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の階段にあっては、450mm）以下の階段を有するか又は踏台を備えること。 <ul style="list-style-type: none"> この場合における踏台は、走行中の振動等により移動するがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。 エ ウの階段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。 オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。 6 物品積載設備を有していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・写真撮影等に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。 ・1の写真撮影室に設けられている座席は、乗車定員を算定しないものとする。 ・室内灯等の車室内全体を照明する灯火は、3の照明装置には該当しないものとする。